

1 改正の趣旨

- 厚生労働省が制定する有料老人ホーム標準指導指針が令和3年4月1日付けで改正され、施行された。
有料老人ホームの指導指針については、国の標準指導指針を参考に地域の実情を踏まえて各都道府県等が指導指針を制定することとなっている。
については、今般、埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針を以下のとおり改正し、令和3年7月21日から施行する。

2 国の標準指導指針の改正に伴う県指導指針の基準の改正内容

(1) 介護に直接携わる職員（無資格者）の認知症介護基礎研修に関する規定を新設した。

項目	改正後の基準
7 職員の配置、 研修及び衛 生管理等	(2) 職員の研修 二 <u>介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u> に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

(2) 職場におけるハラスメント等への対応に必要な措置を講じるよう明記した。

項目	改正後の基準
7 職員の配置、 研修及び衛 生管理等	(3) 職員の衛生管理等 二 <u>適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。</u> <u>また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。</u>

(3) 業務継続計画の策定等に関する規定を新設した。

項目	改正後の基準
8 事業の運営	<p>(5) 業務継続計画の策定等</p> <p>イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。</p> <p>ロ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>ハ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>

(4) 非常災害対策に関する規定を新設した。

項目	改正後の基準
8 事業の運営	<p>(6) 非常災害対策</p> <p>イ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p>ロ イに規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p>

(5) 衛生管理等に関する規定を新設した。

項目	改正後の基準
8 事業の運営	<p>(7) 衛生管理等</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下、「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。</p> <p>ロ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ハ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p>

(6) 運営懇談会についてテレビ電話装置等を活用して行うことができる旨を明記した。

項目	改正後の基準
8 事業の運営	(11) 運営懇談会の設置等 有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。（略）

(7) 適切な方法により毎日1回以上安否確認等を実施するよう明記した。

項目	改正後の基準
9 サービス等	(1) 五 安否確認又は状況把握 入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。 安否確認等の実施にあたっては、入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。

(8) 虐待防止に関し、委員会の定期的な実施、指針の整備、研修の実施、担当者の配置について明記した。

項目	改正後の基準
9 サービス等	(4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。 イ 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。 ロ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 ハ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ニ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(9) 身体拘束等の適正化に関し、委員会の定期的な実施（テレビ電話装置等の活用も可）、指針の整備、研修の実施について明記した。

項目	改正後の基準
9 サービス等	<p>(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>

(10) 前払金の保全措置について、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームにおいても、令和3年4月1日以降の新規入居者については必要な保全措置を講じなければならないことを明記した。

項目	改正後の基準
11 利用料等	<p>(2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。</p> <p>二 老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。</p> <p>なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。</p>

(11) 着工時において相当数の者の入居が見込まれない場合の前払金の返還金債務の保証等について削除した。

項目	改正前の基準
11 利用料等	<p>(2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。</p> <p>ハ 着工時において、相当数の者の入居が見込まれない場合については、十分な入居者を確保し安定的な経営が見込まれるまでの間については、前払金の返還金債務について銀行保証等が付されていること。（削除）</p>

(12) 保証に関し、民法の規定に従うよう明記した。

項目	改正後の基準
12 契約内容等	(2) 契約内容 <u>七 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。</u>

(13) 事故発生の防止のための委員会についてテレビ電話装置等を活用して行うことができる旨と事故発生防止のための措置を講じる担当者を配置する旨を明記した。

項目	改正後の基準
12 契約内容等	(8) 事故発生の防止の対応 <u>三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</u> <u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>

(14) 電磁的記録等に関する規定を新設した。

項目	改正後の基準
15 電磁的記録等	(1) <u>作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> (2) <u>交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。</u>

3 本県の指導の実態を踏まえて県独自基準の一部を見直すもの

項目	改正後の基準 太字は本県の追加基準
5 規模及び 構造設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部屋面積はバルコニー及びトイレ・収納（可動式のものを除く）・洗面設備等（足元のスペースがないもの）の面積を除き内法方法により13.2㎡以上（国は13㎡以上）を確保する。中廊下（廊下の両側に居室、浴室、便所等入居者の日常生活に直接使用する設備のある廊下）の幅は1.8m以上とする。（5（9））

4 参考：改正した規定以外の主な県独自基準

項目	現行基準（改正なし）
5 規模及び 構造設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナースコール等の通報装置、エレベーター（2階建て以上）を設置すること。（5（8）） ・ 廊下幅は手すり間の有効幅とする。（5（9））
11 利用料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前払金のうち想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えた受領額は具体的根拠に基づく金額とし、想定居住期間内に死亡又は解約された場合は当該受領額を返還すること。（11（2））
7 職員の配置、 研修及び衛 生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスを提供する有料老人ホームであって特定施設入居者生活介護等を提供しないものにあつては、入居者ごとに提供する指定訪問介護等の介護保険サービスに従事する者のほかに、直接処遇職員を夜間及び深夜を含む常時、1人又は必要数を確保し、勤務表に明記しておくこと。また、当該直接処遇職員は一に掲げる管理者等の職員と兼務しないこと。 ・ 入居者の実態に即し、もしくは夜間及び深夜に提供するサービスの内容に応じて、緊急時又は夜間及び深夜のサービスに対応できる数の職員を配置し、もしくは連絡体制を整備すること。（7（1））